

四国中央市川之江地区まちづくり推進会議要綱

平成 25 年 7 月 5 日

告示第 133 号

(設置)

第 1 条 川之江地区まちづくり基本計画に掲げる各種事業について検討するため、四国中央市川之江地区まちづくり推進会議（以下「まちづくり推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 まちづくり推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 川之江地区まちづくり実施計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 まちづくり推進会議の委員（以下「委員」という。）の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 川之江地区（四国中央市立小学校及び中学校の学区に関する規則（平成 16 年四国中央市教育委員会規則第 9 号）別表第 1 川之江小学校区の項で定める区域をいう。以下同じ。）で活動する各種団体等の代表者又は当該各種団体等から推薦された者

(2) 商工団体等の関係者

(3) 市内に居住する者で川之江地区のまちづくりに関心があるもの

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 2 項の規定による委嘱の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 まちづくり推進会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、まちづくり推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 まちづくり推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 まちづくり推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 まちづくり推進会議は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 まちづくり推進会議の庶務は、川之江地区まちづくり担当課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(四国中央市川之江地区まちづくり会議要綱の廃止)

2 四国中央市川之江地区まちづくり会議要綱(平成24年四国中央市告示第187号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。